

(様式1：参考人による事前意見書)

資源管理手法検討部会に係る参考人による事前意見書

1. 対象となる水産資源

ヒラメ太平洋北部系群

2. 参考人

氏名	阿部 幸一
所属又は職業等	宮城県近海底曳網漁業協同組合 代表理事組合長

3. 御意見等

(1) 全体に関する御意見（本資源全般に係る御意見があれば、御記載ください。）

(2) 各論に関する御意見（各項目に係る御意見があれば、御記載ください。）

① 検討の対象となる水産資源の漁獲報告の収集体制の確認

操業野帳等を県と共有するとともに市場のデータから水揚げは把握されているが、資源管理のために使われるデータは水揚げだけなのか、それとも野帳から分かる混獲状況などは国は把握しているのか。

② 資源評価結果に基づく資源管理目標の導入に当たって考慮すべき事項

底曳網はさまざまな魚種が混ざって漁獲されるため TAC 対象種が多くなると管理が難しい。超過して獲れてしまった魚は結局捨てるしかないのか。枠の柔軟な運用をお願いしたい。

③ 検討すべき漁獲シナリオの選択肢、漁獲シナリオを採択する際の注意事項

漁獲シナリオによる漁獲量の予測を見ると、漁獲圧を下げてても将来的な漁獲量がほとんど変わらないように見えるが、どういうことか。漁業者にメリットはあるのか。

④ 数量管理を導入・実施する上での課題及びそれら課題への対応方向

⑤ 数量管理以外の資源管理措置の内容（体長制限、禁漁期間等）

⑥ 予め意見を聞くべき地域、漁業種類、関係者等の検討

零細の沿岸漁業者は声を届けづらいので特に注意して耳を傾けてほしい。

⑦ ステークホルダー会合で特に説明すべき重要事項

⑧ 管理対象とする範囲（大臣管理区分、都道府県とその漁業種類）

(3) その他（御質問等があれば、御記載ください。）

専門用語・カタカナ用語が多く漁業者には理解しづらい説明が多いので一考願う。

(様式1：参考人による事前意見書)

資源管理手法検討部会に係る参考人による事前意見書

1. 対象となる水産資源

ヒラメ太平洋北部系群

2. 参考人

氏名	清水 信宏
所属又は職業等	茨城沿海地区漁業協同組合連合会 代表理事副会長

3. 御意見等

(1) 全体に関する御意見（本資源全般に係る御意見があれば、御記載ください。）

- ・ヒラメは、本県漁業者が資源管理に取り組みながら様々な漁法で漁獲しているため、新たに漁獲可能量を設定することは、漁業者の経営を圧迫することになりかねない。
- ・特に、底曳網漁業は混獲が避けられない漁法であるため、現場の採捕実態を考慮して資源管理手法を検討すべきである。
- ・また、漁獲可能量の設定に関しては、福島第一原発の事故を起因とする風評被害が完全に払拭できていない状況や、コロナウイルス感染症の拡大による需給の変化、更には、他県船が茨城海面で漁獲した分については、本県の漁獲実績に含まれず、他県の漁獲可能量の算出に用いられるという漁業者の懸念があることを十分に踏まえ、現場の漁業者が納得できるよう留意すべきである。

(2) 各論に関する御意見（各項目に係る御意見があれば、御記載ください。）

① 検討の対象となる水産資源の漁獲報告の収集体制の確認

- ・本県で使用している漁獲情報収集システム（市場の水揚げデータを電子的に収集するシステム）により、漁獲報告は可能。
- ・しかし、漁獲可能量が設定されてしまうと、管理年度における累計漁獲量に気を配る必要があり、漁獲上限が迫ってきた際には迅速な手続が必要となることから、各漁協の事務的負担が増える。

② 資源評価結果に基づく資源管理目標の導入に当たって考慮すべき事項

- ・令和4年12月に公表された資源評価結果では、本系群は「資源は多く、漁獲も強すぎない」とされたにも関わらず、数量管理をする必要があるのか疑問。

③ 検討すべき漁獲シナリオの選択肢、漁獲シナリオを採択する際の注意事項

- ・漁業者は資源増大のため種苗放流に取り組んでおり、漁獲シナリオの採択にあたっては、種苗放流の効果を考慮すべきである。

④ 数量管理を導入・実施する上での課題及びそれら課題への対応方向

- ・底曳網をはじめとした、ヒラメのみを選択的に漁獲できない漁業種類においては、ヒラメが採捕停止となった際に一切操業できなくなり、他魚種についても水揚できず死活問題となるため、そもそも数量管理を導入すべきではない。
- ・また、いきなり数量で管理するのではなく、まずは漁獲サイズの制限や産卵期の休漁など、段階を踏んだ資源管理を検討すべきである。

⑤ 数量管理以外の資源管理措置の内容（体長制限、禁漁期間等）

- ・小型魚（全長 30cm 未満）の採捕禁止と再放流を実施しているほか、資源管理計画に基づき、休漁期間の設定、操業時間の制限、複葉型オッターボードの使用禁止、種苗放流に取り組んでいる。

⑥ 予め意見を聞くべき地域、漁業種類、関係者等の検討

- ・県内全域の底曳網、刺し網、釣り、定置網漁業者に対し、国が丁寧な説明を行うべきである。

⑦ ステークホルダー会合で特に説明すべき重要事項

- ・漁獲サイズの制限や産卵期の休漁など、数量管理以外の取組をしても資源の維持・増大に効果がない、という根拠を説明すべきである。

⑧ 管理対象とする範囲（大臣管理区分、都道府県とその漁業種類）

- ・他県船が茨城海面で漁獲した分については、本県の漁獲実績に含まれず、他県の漁獲可能量の算出に用いられるという漁業者の懸念があることを十分に踏まえ、現場の漁業者が納得できるよう留意すべきである。
- ・また、大臣管理である沖合底曳網と知事管理である小型底曳網とを分けて管理することにより、一方はまだ操業できるにも関わらずもう一方は採捕停止、といった状況になり、現場の漁業者に不公平感が生じてしまう。
- ・遊漁においても漁獲可能量を設定し、漁業者が納得できる数量管理にすべきである。

(3) その他（御質問等があれば、御記載ください。）

(様式 1 : 参考人による事前意見書)

資源管理手法検討部会に係る参考人による事前意見書

1. 対象となる水産資源

ヒラメ太平洋北部系群

2. 参考人

氏名	坂本 雅信
所属又は職業等	銚子市漁業協同組合 代表理事組合長

3. 御意見等

(1) 全体に関する御意見 (本資源全般に係る御意見があれば、御記載ください。)

千葉県では、ヒラメ太平洋北部系群は沖合底びき網漁業、小型機船底びき網(板びき網)漁業、刺し網漁業、底曳縄漁業などで漁獲しています。今回、当該魚種がTAC管理の候補魚種になっていることに関し、様々な疑問があることから、結論ありきで進めるのではなく、私たち漁業者の理解と納得を得た上で、慎重に検討するよう求めます。

【資源評価等】

資源評価は漁獲情報を主な情報源として導き出していると聞いていますが、沖合底びき網漁業や小型底びき網漁業の場合、通年同じ魚種を狙っているわけではなく、季節や来遊に応じて様々な魚種を漁獲しているため、単純に漁獲量のデータが資源状況を推定する指標になるのか疑問です。また、市場においても漁獲物の状況によっては、十分に魚種別・銘柄別の仕分けができないケースもあるため、正確な数量把握が難しい状況ではないかと推察されます。

千葉県では1980年代から種苗放流を行っており、その重要性を理解し漁業者も放流事業に参加しています。種苗放流も資源管理の一環と考えますが、種苗放流がヒラメ資源に与えてきた影響について評価してください。その上で、TAC管理の必要性について議論すべきだと考えます。

ヒラメは遊漁の主要な対象魚種になっているため、国は遊漁の採捕量等を把握し、その情報を資源評価に組み込むべきです。また、仮にTAC管理となった場合に遊漁者や遊漁船業者をどのように管理していくか大きな課題と考えられます。

従来、太平洋中部系群であった夷隅地域以北の千葉県海面が令和3年度から太平洋北部系群に加わったと聞いています。仮に太平洋北部系群がTAC管理となった場合、夷隅地域以北のみにTACが設定されることになり、管理手法の相違から県内の地域間で深刻な混乱が起こることが考えられますので、系群の区域が変更された理由と現場で混乱が生じないような管理の考え方について国に丁寧な説明を求めます。

他の太平洋北部海域の魚種についても共通している部分ですが、現在、福島県は震災からの復興途中であり、今回のTAC管理の議論が復興の妨げにならないか懸念されるところです。さらに、ALPS処理水の問題も解決されていない中で、今、TAC管理の議論を行う時期であるのか疑問に感じています。

【沖合底びき網漁業】

銚子地区の沖合底びき網漁業は、昭和38年には40隻ありましたが、減少を続け、現在では5隻となっています。また平成19年には経営の合理化のため、4経営体を1つにした銚子沖合漁業生産組合を設立するとともに、大型船から小型船への転換を進め、当初の50トン及び70トン型船から現在は4隻が19トン船、1隻が32トン船により操業を行っています。このように厳しい経営環境の中、限られた水産資源を持続的に活用し、経営を行っていくため、既に漁獲努力量の削減が図られてきているところです。このような状況の中で、今回TAC管理の導入の議論がされていますが、私たちが行ってきた努力が資源評価に十分反映されていないのではと強く懸念しています。

当該漁業で漁獲される魚種は銚子地区だけでも120種類以上にのぼり、ヒラメは重要な魚種となっています。ヒラメにTAC制度を導入した場合、底びき網の漁具・漁法の特性上、特定の魚種を選択的に漁獲することが難しく、意図せずに漁獲するなどTAC数量の超過が危惧されます。仮に数量が超過しないよう漁獲された魚を放流するとしても、生きたまま再放流することは不可能であるため、洋上投棄が問題になることも考えられます。また、漁獲を避けるために操業海域やひき網の水深を変更すること、さらには休漁することは漁業収入の減少を招きかねないと考えています。

操業する海域は沿岸から沖合にかけて様々な漁業が営まれているため、過去に長い年月をかけて操業調整が図られてきたところであり、沖合底びき網漁業としても自分たちの利益だけを求めるのではなく、沿岸漁業の重要資源を対象にした操業を避けるなど、他の漁業に配慮した操業を行ってきました。この結果、例えば、銚子市外川地区のキンメダイ釣り漁業は適切な資源管理を実施するとともに、ブランド化等に取り組み、地域を代表する水産資源としての地位を確立しています。このように、関係者の長年の努力により地域全体の漁業がバランス良く成り立っている状況がある中で、あえてTAC管理を導入することの必要性に疑問を感じているところです。

漁業構造のバランスが崩れ、結果的に日本の漁業の良さでもある漁業と地域の結びつきや、漁法・魚種の多様性が失われるのではないかと懸念しています。

【TAC魚種拡大に関する進め方】

当該魚種に限ったことではありませんが、先にTAC魚種拡大に向けたスケジュールやTAC導入にむけたステップアップ方式が公表されるなど、現場の漁業者の意見が聞かれることなく国において話が進められてきたことに不信感を感じます。当該魚種がTAC管理の候補となっている理由や、仮にTAC魚種に指定された場合にどのような影響があるかについて、国から十分な説明は受けておらず、このまま結論ありきで話が進むことを心配しています。

今後の検討に際しては、漁業者に対する丁寧な説明を行うとともに、漁業者の理解と協力を得た上で検討を進めるように求めます。

(2) 各論に関する御意見（各項目に関係する御意見があれば、御記載ください。）

① 検討の対象となる水産資源の漁獲報告の収集体制の確認

漁業者や漁協の負担増大を招かないよう、全国的に漁獲報告システムの整備が整い、運用が開始された後、TAC導入の可否について検討すべきと考えます。

また、ヒラメは遊漁の主要な対象魚種になっているため、国は遊漁の採捕量等を把握し、その情報を資源評価に組み込むべきです。

② 資源評価結果に基づく資源管理目標の導入に当たって考慮すべき事項

この設問はTAC管理の実施を前提としたものと考えられますが、この資源にTAC管理が適切かどうか疑問があり、現時点で資源管理目標の導入を論じる段階にないと考えます。

また、(1)に記載のとおり、これまで私たちが行ってきた漁獲努力量の削減が資源評価に十分反映されていないのではと強く懸念していますので、丁寧な説明をお願いします。

③ 検討すべき漁獲シナリオの選択肢、漁獲シナリオを採択する際の注意事項

この設問はTAC管理の実施を前提としたものと考えられますが、この資源にTAC管理が適切かどうか疑問があり、現時点で漁獲シナリオを論じる段階にないと考えます。

④ 数量管理を導入・実施する上での課題及びそれら課題への対応方向

ヒラメにTAC制度を導入した場合、底びき網の漁具・漁法の特性上、特定の魚種を選択的に漁獲することが難しく、意図せずに漁獲するなどTAC数量の超過が危惧されます。仮に数量が超過しないよう漁獲された魚を放流するとしても、生きたまま再放流することは不可能であるため、洋上投棄が問題になることも考えられます。また、漁獲を避けるために操業海域やひき網の水深を変更すること、さらには休漁することは漁業収入の減少を招きかねないと考えています。

現場の漁業者等の意見をよく聞き、課題やその対応方法について明確に示した上で検討を進めるよう国に求めます。

⑤ 数量管理以外の資源管理措置の内容（体長制限、禁漁期間等）

(1)に記載のとおり、既に漁獲努力量の削減に取り組んでいます。

⑥ 予め意見を聞くべき地域、漁業種類、関係者等の検討

地域：北部太平洋地区

漁業種類：沖合底びき網漁業、小型底びき網漁業、刺し網漁業、底曳縄漁業

関係者等：加工業者、仲買業者、遊漁者

⑦ ステークホルダー会合で特に説明すべき重要事項

・ 仮に太平洋北部系群がTAC管理となった場合、夷隅地域以北のみにTACが設定されることになり、管理手法の相違から県内の地域間で深刻な混乱が起こることが考えられますので、系群の区域が変更された理由と現場で混乱が生じないような管理の考え方について国に丁寧な説明を求めます。

- ・ ヒラメは遊漁の主要な対象魚種になっているため、国は遊漁の採捕量等を把握し、その情報を資源評価に組み込むべきです。また、仮にTAC管理となった場合に遊漁者や遊漁船業者をどのように管理していくか説明してください。
- ・ ヒラメにTAC制度を導入した場合、底びき網の漁具・漁法の特性上、特定の魚種を選択的に漁獲することが難しく、意図せずに漁獲するなどTAC数量の超過が危惧されます。仮に数量が超過しないよう漁獲された魚を放流するとしても、生きたまま再放流することは不可能であるため、洋上投棄が問題になることも考えられます。また、漁獲を避けるために操業海域やひき網の水深を変更すること、さらには休漁することは漁業収入の減少を招きかねないと考えています。これらの問題の対応について説明してください。

⑧ 管理対象とする範囲（大臣管理区分、都道府県とその漁業種類）

この資源にTAC制度を導入することが適切かどうか疑問があり、TAC管理を前提とした管理対象を論じる段階にはないと考えます。一方、仮に太平洋北部系群がTAC管理となった場合、夷隅地域以北のみにTACが設定されることになり、管理手法の相違から県内の地域間で深刻な混乱が起こることが考えられますので、系群の区域が変更された理由と現場で混乱が生じないような管理の考え方について国に丁寧な説明を求めます。

(3) その他（御質問等があれば、御記載ください。）

過去に検討が行われた魚種の、資源管理手法検討部会からステークホルダー会合に進む過程を確認したところ、ほとんどの魚種で資源管理手法検討部で取りまとめた「意見や論点の整理」について、ステークホルダー会合を開催する前に、参考人が内容を確認する十分な機会が設けられていませんでした。参考人は、自らの意見が正しく反映されていることを確認する必要がありますので、ステークホルダー会合での議論の前に、必ず参考人が「意見や論点の整理」の内容を確認する十分な機会を設けていただきたいと思います。

(様式 1 : 参考人による事前意見書)

資源管理手法検討部会に係る参考人による事前意見書

1. 対象となる水産資源

ヒラメ太平洋北部系群

2. 参考人

氏名	富岡 啓二
所属又は職業等	一般社団法人全国底曳網漁業連合会 会長理事

3. 御意見等

(1) 全体に関する御意見 (本資源全般に係る御意見があれば、御記載ください。)

- 1 太平洋北部海域では資源管理型漁業に取り組み小型魚の再放流を内容とするヒラメ資源管理協定を締結し取り組みを継続しているとともに古くから種苗放流にも取り組んでいる中、また当該資源の漁獲量は我が国の総漁獲量の 0.5%程度と極めて小さい中で今般、ヒラメ太平洋北部系群に数量管理を導入する必要性、必然性について丁寧に説明する必要がある。
- 2 沖合底びき網漁業では多くの場合混獲となることから、数量管理となった場合、混獲による数量超過を避けるため操業そのものを控えざる得ない等支障が出るのが想定されることから、水産基本計画に明記されている混獲はもとより数量管理を適切に運用するための具体的方策を示していただきたい。
- 3 ヒラメは様々な沿岸漁業で利用されるとともに、遊漁での利用も大きいと思われるが、数量管理の導入に際して遊漁による利用をどのように扱うのかについて方向性でも結構なので示していただきたい。
- 4 さらに、東日本大震災による被災から未だ復興途上の地域もあり、数量管理の導入によって復興が妨げられることを強く懸念。
- 5 加えて、ALPUS 処理水の海洋放出という経験のない大きな不安がある中で、当初のスケジュールに従って強硬に施策を進めようとするに違和感を覚える。
- 6 スケジュールありきではなく、上記について漁業者にしっかり説明し納得を得てから具体的な議論に入るべきではないか。

(2) 各論に関する御意見 (各項目に関係する御意見があれば、御記載ください。)

① 検討の対象となる水産資源の漁獲報告の収集体制の確認

自由漁業による漁獲も見受けられるため、そういった数量を把握する体制が出来ているか疑念。

② 資源評価結果に基づく資源管理目標の導入に当たって考慮すべき事項

--

- ③ 検討すべき漁獲シナリオの選択肢、漁獲シナリオを採択する際の注意事項

--

- ④ 数量管理を導入・実施する上での課題及びそれら課題への対応方向

前提として、この資源での数量管理の必要性について、関係者の意識の醸成を図ることが必須。加えて、仮に数量管理を実施する場合、震災前後で漁獲実績が大きく異なってきている中で配分の考え方についても検討する必要。

- ⑤ 数量管理以外の資源管理措置の内容（体長制限、禁漁期間等）

沖合底びき網漁業においては7～8月が禁漁となっている他、全長30cm未満の小型魚の再放流、種苗放流を実施。

- ⑥ 予め意見を聞くべき地域、漁業種類、関係者等の検討

太平洋北部（岩手県～千葉県）における沖合底びき網漁業者は勿論のこと、当該資源は沿岸漁業において多く利用されている資源であることから、関係する漁業者、所属漁協、市場、流通関係者。また、遊漁者の意見も聞く必要はないか。

- ⑦ ステークホルダー会合で特に説明すべき重要事項

上記（1）のとおり。
また、水産庁からはTACの導入に際してステップアップ方式を導入したい旨最近説明されているが、こういった試行の段階を入れながら進める方法には賛成するものの、対象魚種の特性、利用実態等により様々な課題が想定されるので、この試行の期間については前記の課題を踏まえて設定すべきではないか。

- ⑧ 管理対象とする範囲（大臣管理区分、都道府県とその漁業種類）

資源を利用している漁業者間に不公平感が生じないようにすること。

- (3) その他（御質問等があれば、御記載ください。）

--